

平成17年10月28日

新株式発行及び株式売出し並びに自己株式の処分に関するお知らせ

武蔵野銀行（頭取 三輪克明）では、平成17年10月28日開催の当行取締役会において、新株式発行及び当行株式の売出し並びに自己株式の処分に関し、別添のとおり決議いたしましたので、お知らせします。

以 上

報道機関からのお問い合わせ先  
総合企画部 坂本・田上  
TEL(048)643-6468



武蔵野銀行

〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町 1-10-8  
<http://www.musashinobank.co.jp>

広 報 室  
TEL 048-647-2718  
FAX 048-641-6219

平成 17 年 10 月 28 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 武 蔵 野 銀 行  
代 表 者 の 取 締 役 頭 取 三 輪 克 明  
役 職 氏 名  
( 東 証 第 一 部 コ ー ド 番 号 : 8 3 3 6 )  
執 行 役 員  
問 合 せ 先 総 合 企 画 部 長 石 川 誠  
電 話 番 号 0 4 8 - 6 4 1 - 6 1 1 1 ( 代 表 )

## 新株式発行及び株式売出し並びに自己株式の処分に関するお知らせ

平成 17 年 10 月 28 日開催の当行取締役会において、新株式発行及び当行株式の売出し並びに自己株式の処分に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 発行新株式数 当行普通株式 2,700,000 株
- (2) 発行 価 額 日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により、平成 17 年 11 月 8 日(火)から平成 17 年 11 月 11 日(金)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 発行価額中資本に 組 入 れ ない 額 上記(2)により確定した発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (4) 募 集 方 法 一般募集とし、野村證券株式会社、大和証券エスエムビーシー株式会社、日興シティグループ証券株式会社、三菱UFJ証券株式会社、水戸証券株式会社及び岡三証券株式会社（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により、発行価格等決定日における株式会社東京証券取引所の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当行に払込まれる金額である発行価額との差額を引受人の手取金とする。
- (6) 申 込 期 間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。
- (7) 払 込 期 日 平成 17 年 11 月 15 日(火)から平成 17 年 11 月 18 日(金)までの間のいずれかの日。  
ただし、発行価格等決定日の 5 営業日後の日とする。
- (8) 受 渡 期 日 上記(7)記載の払込期日の翌営業日とする。
- (9) 配 当 起 算 日 新株式に対する配当起算日は、平成 17 年 10 月 1 日(土)とする。
- (10) 申 込 株 数 単 位 100 株

(11) 発行価額、発行価額中資本に組入れない額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定は、取締役頭取 三輪克明に一任する。

(12) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

## 2. 当行株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

(1) 売 出 株 式 数 当行普通株式 400,000 株

なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。

(2) 売 出 人 及 び  
売 出 株 式 数 野村証券株式会社 400,000 株

(3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格と同一とする。）

(4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況を勘案した上で、野村証券株式会社が当行株主から400,000株を上限として借入れる当行普通株式の売出しを行う。

(5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。

(6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。

(7) 申 込 株 数 単 位 100 株

(8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、取締役頭取 三輪克明に一任する。

(9) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

## 3. 第三者割当による自己株式の処分（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

(1) 処 分 株 式 数 当行普通株式 400,000 株

(2) 処 分 価 額 発行価格等決定日に決定する。なお、処分価額は一般募集における発行価額と同一とする。

(3) 割 当 先 及 び  
割 当 株 式 数 野村証券株式会社 400,000 株

(4) 申 込 期 間 一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する  
( 申 込 期 日 ) 日の翌日から起算して30日目の日の2営業日後の日。

(5) 払 込 期 日 平成17年12月13日(火)から平成17年12月19日(月)までの間のいずれかの日。ただし、上記(4)記載の申込期間(申込期日)と同一とする。

(6) 受 渡 期 日 上記(5)記載の払込期日の翌営業日とする。

(7) 申 込 株 数 単 位 100 株

(8) 上記(4)記載の申込期間(申込期日)迄に申込みのない株式については、処分を打切るものとする。

(9) 処分価額その他自己株式の処分に関し必要な一切の事項の決定については、取締役頭取 三輪克明に一任する。

以上

## <ご参考>

### 1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当行株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集の需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村証券株式会社から400,000株を上限として借入れる当行普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は400,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに際し、野村証券株式会社が上記当行株主より借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当行は平成17年10月28日（金）開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする400,000株の自己株式処分（以下「本件自己株式処分」という。）を、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して30日目の日の2営業日後の日を払込期日（以下「本件自己株式処分の払込期日」という。）として行うことを決議しております。

また、野村証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から本件自己株式処分の払込期日の5営業日前の日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当行普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当行普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に野村証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当行普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数について、野村証券株式会社は本件自己株式処分に係る割当てに応じ、当行普通株式を取得する予定であります。そのため本件自己株式処分における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件自己株式処分における最終的な処分株式数とその限度で減少し、又は処分そのものが全く行われない場合があります。

### 2. 今回の公募増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	31,755,456株
公募増資による増加株式数	2,700,000株
公募増資後の発行済株式総数	34,455,456株

### 3. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の自己株式数	434,451株	（平成17年9月30日現在）
処分株式数	400,000株	（注）
処分後の自己株式数	34,451株	（注）

（注）前記「3. 第三者割当による自己株式の処分」の割当株式数の全株に対し野村証券株式会社から申込みがあり、処分がなされた場合の株式数です。

#### 4. 資金の使途

##### (1) 今回の調達資金の使途

今回の公募増資に係る手取概算額 17,250,500,000 円については、一般募集と同日付をもって決議された自己株式処分の手取概算額上限 2,567,000,000 円と合わせ、手取概算額合計上限 19,817,500,000 円について、全額を運転資金に充当する予定であります。

##### (2) 業績に与える見通し

今回の公募増資にともない、当行が平成 17 年 5 月 24 日に公表しております業績予想に変更はありませんが、財務体質の強化による調達コストの低減と魅力ある商品・サービスの質的な向上を通じて、中・長期的な収益の拡大につながるものと考えます。

#### 5. 株主への利益配分等

##### (1) 利益配分に関する基本方針

利益配分につきましては、地域金融機関として経営の健全性と安定した収益を確保し、内部留保による財務体質の強化を図るとともに、株主の皆様へ報いるため、利益の状況や経営環境等を総合的に考慮したうえで、安定的な配当を継続的にを行うことを基本方針としております。

##### (2) 配当決定にあたっての考え方

上記方針に基づき、利益の状況や経営環境等を総合的に考慮したうえで決定してまいります。

##### (3) 内部留保資金の使途

内部留保金につきましても、上記方針に基づき運転資金に充当してまいります。

##### (4) 過去 3 決算期間の配当状況

	平成 15 年 3 月期	平成 16 年 3 月期	平成 17 年 3 月期
1 株当たり当期純利益	154.57 円	193.68 円	255.72 円
1 株当たり年間配当金	50 円	50 円	50 円
実績配当性向	32.28%	25.81%	19.55%
株主資本当期純利益率	4.87%	5.71%	6.95%
株主資本配当率	1.5%	1.4%	1.3%

(注) 1. 株主資本当期純利益率は、決算期末の当期純利益を株主資本（期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均）で除した数値であります。

2. 株主資本配当率は、年間配当金総額を株主資本（期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均）で除した数値であります。

##### (5) 過去の利益配分ルールへの遵守状況

該当事項はありません。

#### 6. その他

##### (1) 配分先の指定

該当事項はありません。

##### (2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

##### (3) 過去 3 年間に行なわれたエクイティ・ファイナンスの状況等

###### ①エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期
始値	4,060円	3,810円	3,860円	4,850円
高値	4,100円	4,800円	4,990円	7,610円
安値	3,360円	3,380円	3,570円	4,310円
終値	3,810円	3,910円	4,910円	7,590円
株価収益率	24.64倍	20.18倍	19.20倍	—

- (注) 1. 平成18年3月期の株価については、平成17年10月27日現在で表示しています。  
 2. 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値です。

(4) その他

該当事項はありません。

以 上